

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

有限会社医療福祉評価センター

②評価調査者研修修了番号

SK2021271、S2021106

③施設の情報

名称：児童養護施設明星園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：伊東俊祐	定員（利用人数）：	50名
所在地：長崎県長崎市磯道町 748 番地		
TEL：095-878-4953	ホームページ： http://myoujyouen.myoujyoukai.jp/	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和 31 年 5 月 25 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人明星会		
職員数	常勤職員： 32 名	非常勤職員 13 名
有資格 職員数	(資格の名称)	(家庭支援専門相談員)1 名
	(保育士)16 名	(児童指導員)9 名
	(心理士)1 名	(栄養士)2 名
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	・本園 2 3 室 ・分園 2 4 室	エアコン、テレビ、ビデオ、ピアノ、 パソコン等

④理念・基本方針

【支援方針】

- ・「思いやり、助け合い、労わり合う」関係性の中で、子ども自らが様々な困難を乗り越えて、最大限の自己実現ができるように支援する。
- ・「児童の権利に関する条約」の精神を尊重し「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する。
- ・常に子どもの最善の利益を求めて、高度に個別化した支援を行う。

【養育支援目標】

- ・「自分で考え、行動できる」「返事、挨拶ができる」「自分がされて嫌なことはない」

⑤施設の特徴的な取組

園の方針として、児童にできるだけ一般的な家庭に近い環境の下、日常生活を営んでもらいたいという想いを強く持っている。児童の有する権利を最大限に守り、生活全般において過度な制限をかけないようにしている。

地域に開かれた施設作りを実践しており、施設と地域と双方が顔の見える関係を保持できるように努めている。特に地域から頼られる存在となっており、地域の中で児童が育つ環境作りと関係構築に努めている。

児童の生活をできるだけ家庭環境に近い状況で支援するため、少人数単位で日々の療育・支援を行っている。ハード的なものだけではなく、ソフト面においても個々の関わりを重要視した支援を持続的に行っている。

職員同士お互い助け合う風土が伝統的に守られていて、職員を大切にする園の姿勢が職員にも浸透している。また、専門的に学ぶことのできる職場環境が整っており、コロナ禍ではあるが可能な限り、施設内外を問わず様々な研修に参加できる仕組みを構築している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年8月9日（契約日）～ 令和5年2月27日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

【地域との交流・地域に向けた公益的な取組み】

地域に根差した園の取組みによって、地域住民が児童に寄り添い、自然な関わりを持って見守ってくれる風土ができています。また、明星園は土砂災害発生時の避難先として

地域住民の安全を確保する公益的な取組みを行っている。

【園長の想い】

園長の一番の喜びは、退所した児童が自分のパートナーと子どもを連れて園に遊びに来ることである。いろいろな困難を乗り越えて成長してくれることをうれしく思う日を迎えるためにも、目の前の児童に真摯に向き合っている。

◇改善を求められる点

【理念の明文化】

法人として「理念」「基本方針」「行動指針」について策定をしている。誰にでも理念等を周知するため、リニューアルしているホームページにも明文化することが望ましい。

【事業計画の周知】

毎年度策定している事業計画について、児童や保護者に年度毎の支援計画(方針)だけでも簡潔にわかりやすくまとめて説明することが望ましい。

【リスクマネジメント体制の構築】

アクシデントやヒヤリハットの報告は委員会を中心に周知できている。次のステップとして年度内における分析を進めて、更に傾向と対策を講じる体制の構築を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価を受診して、当園の長所・短所がよく理解できた。

特に評価の高い点については、これまで通りさらに質を高められるように取り組んでいきたい。

改善を求められる点については、対応策を検討し次年度以降改善できるように取り組んでいきたい。

「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」ことを実現できるよう児童養護施設にできる努力をしたい。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I—1—（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I—1—（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園の理念と基本方針は一体のものとして捉えられており、「思いやり、助け合い、労りあう」となっている。パンフレットには養育方針として掲げているが、ホームページには理念、基本方針が記載されていなかった。理念や基本方針は、園としての方向性でもあり、誰もが知ることができるよう、今後ホームページへ記載をすることを期待する。 ・職員全員へ理念や基本方針を周知しているが、理念や基本は、職員の行動規範となるものでもあるため、更に理解に繋がるような取組を期待したい。 		

I—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I—2—（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I—2—（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県社会的養育推進計画を基に園独自の社会的養育推進計画を作成している。その中に、今後の入所児童の推移や、職員確保のための施策を含めた計画を作成している。 ・個別に支出全体を把握し各支出項目のチェックを行い、今後の災害等に備える項目についても事業計画に表すようにしている。 		

③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年開催されている理事会において、園の現状の説明や、今後の問題について報告されている。今後の課題として、小規模化や多機能化を進めるには、職員不足問題があがってくる。その対応策として、今年から SNS を使ったり、ホームページにも掲載し人材募集に取り組んでいる。特に児童に係わる支援には、必ず有資格者が必要であり、人材確保にあらゆる手段を講じている。 ・経営状況を分析した結果、一時保護専用ユニット等の多機能化の必要を考えたりしている。また、中学校 P T A や補助員が立ち上げた子ども食堂へは、栄養士や調理員もスタッフとして参加している。 		

I—3 事業計画の策定

	第三者評価結果	
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県の社会的養育推進計画に沿って、令和3年10月に園での社会的養育推進計画を策定している。この計画をもとに、令和3年度より7年度までは、年度毎に中・長期計画を作成し、個別目標をコメントとして挙げている。 ・令和8年度以降は5年毎に計画を作成し、令和12年度までの計画としている。主に園の小規模かつ、地域分散化に向けた計画となっている。 		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養育推進計画に基づいて単年度の事業計画が作成されている。単年度計画は、育成方針を基に児童への生活指導、学習指導、自治活動、栄養指導等多岐に渡り、理想としての目標を掲げてある。入所する児童が変わることから、一つひとつ数値目標を設定する事は難しい。単年度計画を全職員が共通理解の基に実現を目指している。 		

I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度末に1年を振り返り、当年度の事業報告書を作成している。この振り返りを基に次年度の事業計画を作成している。内容的に大幅に変更される事はないが、法令の変更に伴う支援の考え方については、事業計画を基に職員に説明し、理解を得ている。 		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・⑩
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園を訪問される保護者には事業計画書を渡し内容を説明している。保護者へは、入所時に事業計画を配付することが多いとのことであるが、更に周知をするために、事業計画を簡潔にわかりやすくまとめ、説明することを期待する。 ・児童には事業計画とは別に権利ノートを使い生活にかかわる事や自分の思いを伝えるための相談ポストの使い方について、2～3人のグループで勉強会を行い、具体的に内容を伝えている。事業計画の内容も、児童にとって大切なこともあるため、簡潔にわかりやすくまとめて今後説明をすることを期待する。 		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年5月に入所するすべての児童の自立支援計画を作成し、途中で入所する児童は入所後1カ月を過ぎた頃に作成している。10月に中間評価を行い、児童がもっている課題について支援方法の改善を協議し支援して、翌年3月に最終評価を行っている。この評価を基に次年度の自立支援計画に繋げている。 ・職員の自己評価についても人権擁護・人権侵害防止のためのチェックリストを用いて、年2回～3回全職員が行う。評価分析を行い養育支援内容の確認をしている。 		

9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全員による自己評価を集計し、年度末に総括表を作成し児童たちの意見も職員全員で共有している。 ・小規模化で、本園・分園分かれての勤務で職員同士顔を合わせる機会が減少する。課題を共有するためには、ユニットを超えて委員会活動の充実を図る取組を計画している。 		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所する児童の中には、毎日三度の食事や入浴もままならない環境に置かれた児童もいる。園長は基本的な生活習慣の当たり前を実践し、職員へは児童の生活を守る為、ルールは出来る限り少なくするように、何気ない日常を過ごせるよう伝えている。 ・家庭的な生活を支援する事を、対応マニュアルの「園長の役割」に表明している。また、児童や職員から学ぶ姿勢を大切にする事、子どもや職員にとって成長に繋がるあらゆる情報を入手し広く活用する事、各種災害発生マニュアルにおいて役割と責任を負う立場に位置づけられている。 		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守について、全国施設長会研修や国の施策等の勉強会へ積極的に参加し、正しく理解出来るよう努めている。具体的には、男性育児休業の取得の奨励やBCP計画についても内容や手順について職員会議を通じて説明し周知している。 		

Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援の質の向上のために全国児童養護施設協議会主催の研究大会に積極的に参加し、これからの児童養護施設の在り方について学び職員会議を通してフィードバックをしている。 ・具体的には職員に対して、目標として「話をしよう」をメインテーマのプリントを作成してコミュニケーションのあり方を説明して周知している。 		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は事務と連携して人事、労務財務等の分析を行っている。今後の経営環境を考えると、職員確保の問題が常に掛かっている。 ・年度中頃までには年度末退職者を把握し職員確保のための手立てを考えている。在職の職員については、家庭環境を考慮し、短時間労働の者や宿直回数を削減し、働きやすい環境整備に努めている。 		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材不足は児童養護施設に限った事ではなく福祉事業全般に及んでいる事であり、令和6年度に分園計画、職員募集計画が作成されている。 ・ハローワークへの募集依頼ではなかなか応募が少ないため、短期大学、大学や養成校からの講師依頼を快く引き受け園への就職に繋げるよう努力している。入職後は各種資格取得について極力配慮している。 		

15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事管理においては、全国児童養護施設協議会倫理綱領を全職員に配付し、内容を熟読している。 ・園独自に「求められる職員像」や職種別に「ユニットリーダーの業務(期待されるリーダー像)」「ケアリーダーの業務(期待されるケアリーダー像)」を作成し、具体的に職員に対して目標とすべき方向性を示しており、年1回の個人面談を実施し改善策を検討している。 		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の勤務予定表は本園、分園の勤務表作成後、リーダーが、4週間分を一勤務表として作成している。職員は女性が多く就業時間に制限があったりする場合の調整も行い、園長は実績表を基に、就業状況を確認している。 ・出産後に復帰した職員や、小さい児童の子育て中の職員には、勤務時間や宿直回数を減らす等配慮した勤務体制とし、働きやすい園を目指している。 		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・求められる職員像を明文化したものに「倫理要綱」「運営指針」「就業規則」の中の服務規律が挙げられる。 ・職員一人ひとりの目標設定はなされていないものの園独自に、「求められる職員像」や主要職員向けに「ユニットリーダーの業務」「ケアリーダーの業務」を作成し具体的に提示し、職員育成に向けた取組を行っている。 		

18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年作成される事業計画に職員研修計画が策定され、(1)外部研修(2)他機関主催研修(3)園内研修(4)自主研修に分かれており、計画に基づいて研修が実施されている。 ・研修を受講するたびに報告会を設け全職員が理解できるようにして、次年度の教育・研修計画に繋げている。 		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人職員は年2回の研修と他の職員については、最低年1回外部研修に参加する仕組みをとっている。園内研修についても、外部講師を招聘した研修も実施しており、支援と研修は両輪のようなもので、コロナ禍においても出来る限り行っている。 		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職育成のため、長崎県内の大学や短大の学生の、実習生を受け入れている。積極的に実習生を受け入れることで園への就職に繋がる場合もある。 ・受入れのための「実習指導マニュアル」も準備しており、このマニュアルをもとに実習担当職員や、社会福祉士養成指導者特別研修修了者が、実習生指導にあっている。 ・要請があれば、大学の非常勤講師として、職員を派遣することとしており、教育に携わっている。 		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長の言葉の端々に「思いやり、助け合い、労りあう」の言葉が出ており、園広報誌「こんにちは」を、園訪問者へ配布する等で情報を公開している。 ・パンフレットに養育方針の記載は確認出来たが、理念、基本方針記載の上、より広く地域や社会に対し発信する事を期待したい。 		

22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に一度、法人全体の監事監査を行い、毎月会計事務所により月次監査を受けている。毎年度決算書類に関して、園のホームページに記載して公開し、法令遵守のもと、適正な経営に努めている。 ・組織図において、書記・出納職員の明記があり、法人における経理体制がルール化している。 		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の一員として交流を深める為の「地域との関わり方マニュアル」を整備している。マニュアルには自治会・子ども会等に参加し、地域住民としての責任を担うこと。地域住民の子育て支援の拠点としての役割を担う「夢クラブ」等の支援活動にボランティアで参加している。 ・ライオンズクラブやロータリークラブへ児童養護施設の児童について話す機会や、地域民生員が当園の見学の際、児童養護施設の状況を話す機会があった。 ・自治会や地域の行事に参加するように心がけているが、コロナ禍においては、行事が中止となる事が多く、関わる事が出来ていない。 		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入れについては「ボランティア受け入れマニュアル」が整備されている。本園には長年地域住民のひまわりの会が月2回、分園には木曜の会は月に2回ボランティアに来てもらい、それぞれ手縫いで名札タグをつけたり、ミシンを使用して縫製作業をしてもらったりしている。他にも大学生が時折ボランティアに来て大学卒業後、当園に就職した事例があった。 		

Ⅱ—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の状況について対応できる関係機関等のリストを作成しており、職員会議で職員間で情報を共有している。 ・常に連携が必要な、こども・女性・障害者支援センターや小中学校とは、定期的に連絡を取っている。特に新学期における小中学校との話し合いでは、園の状況の説明や授業内容についても配慮を要請するなどをして、児童たちの育成に協力をお願いしている。 		
Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て支援事業「夢クラブ」（2回/月）「赤ちゃんクラブ」（1回～2回/月）に職員を派遣し、相談を受けたりしている。地区の子ども食堂の開催日（2か月に1回）には、栄養士等職員を派遣している。 		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の有する機能を地域に還元する目的で、非常災害時の一時避難所としての利用やラジオ体操の場として出来るよう取り組んでいる。 ・地域の夏祭り開催の際には準備場所としても提供している。今年はコロナ禍において中止となっている。 		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童を尊重した養育支援を実践するために児童を尊重した基本方針を掲げ運営方針や事業計画に目標を作成している。職員一人ひとりには、全国児童養護施設協議会の倫理要綱をカードサイズで配付し行動を共通認識としている。 ・人権等に配慮した支援が出来ているか否かのチェックに、全国社会福祉協議会のチェックリストを活用し年度末に見直し、次年度の事業計画に活かしている。 		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童のプライバシー保護に関しては、職員が携帯している倫理要綱や児童のプライバシー保護規定マニュアルを整備している。児童には毎年2~3人のグループ毎に権利ノートを基に年代別に困り事が生じたら我慢することはなく、直ちに相談しやすい職員に相談する事や、相談ポストの利用についてもわかりやすく説明している。保護者への周知に関しては家庭の事情もあり、すべての保護者への説明は出来ていない。 		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所の際に来訪する保護者へは、パンフレットや広報誌、倫理綱領、苦情解決に関する資料を渡して丁寧に説明している。保護者が園に訪問した際には、施設だより等を渡して状況の説明も行っている。 ・ホームページは適時改訂し、経営資料や園だより、苦情解決の仕組み等を積極的に開示している。 		

31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所に関して契約手続きなどは無く、児童相談所にて利用手続きはおえている。入所時における説明については「入所時の子どもと家族への説明マニュアル」をもとに、笑顔で迎え、心のこもった挨拶を交わし園の方針・生活のあり方について冊子「みんなの約束」をもとに児童と保護者へ説明をしている。 ・ホームページには苦情解決の仕組みについて開示しており、児童の話や気持ちにもっと耳を傾げるために「子ども相談室」や「子ども相談ポスト」を設置して問題解決に臨んでいる。 		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援の内容変更にあたり、こども・女性・障害者支援センターと話し合いながら児童や保護者に過程を説明している。措置変更や家庭への移行については、要保護児対策連絡協議会に参加して、協議を行っている。 ・退所後に児童や保護者が相談できる体制を構築しており、自立した児童から園では体験出来なかった役所での手続きや冠婚葬祭での決り事等、生活に密着した相談を受けて解決を図っている。 		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の満足向上を目的として、年2~3回アンケート調査を実施している。他にも適宜、自治会組織である「トークデー」を開催している。 ・「トークデー」では、①ゲームの時間の延長、②トークデーを増やしてほしい、③お菓子を作りたい等具体的な要望があり、児童の意見を聞いて、意向をくみ取りいろんな課題の解決を図っている。 		

Ⅲ—１—（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決に関しては相談ポストに投函される事が多く、中には「小遣いが少ない」等という苦情がある。職員の中の、サポート委員が解決している事が多く、記録に残している。対象児童には返事の手紙を書き、内容に応じて、直接児童へ報告するか、トークデー等で伝えている。 ・年に一度、報告をする目的で、第三者委員会を開催している。園内で解決出来ない相談については、第三者委員会へ報告して協議し、解決に繋げトークデー開催時に周知している。 		
35	Ⅲ—１—（４）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童からの相談を受ける場所については、児童が安心して話せる場所を確保している。その方法として、意見等を無記名で伝える仕組みとして「子ども相談ポスト」を園の職員があまり目につかない所に設置している。 ・トークデーでの意見交換や権利ノートによる学習で複数の相談方法がある事を知らせている。 		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は児童から相談があった時は否定する事の無いよう対応している。児童からの意見の中で野菜嫌いの児童から「毎回野菜ばかり」と意見があり、調理法を変えるなどして対応している。 ・年に複数回のアンケートを通じて児童の意見を聞いており、児童からの相談、意見については、所定の書類に記載している。 		

Ⅲ—１—（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全確保のための対応(事故・事件)マニュアルを整備している。事故や事件が発生した際にこのマニュアルを基に対応しているが、発生しやすい事象として児童が学校や園内で遊んで怪我をしたり、児童同士の喧嘩によるもの等が挙げられる。 ・ヒヤリハット報告書で事例を収集して事故発生防止に努めている。また収集した事例集は職員会議や朝礼で防止策を報告している。個々のヒヤリハットの報告について職員間での周知は図られているが、半期毎、年度等の単位で、いつどこでどのような事象が発生しているのか分析すると、より一層リスクマネジメントに繋がることが予測される。今後、定期的なアクシデントやインシデントを分析する取組みが望ましい。 ・リスクマネジメント委員会を設置している。リスクマネジメント委員会の役割も作成している。委員会のメンバーはユニットリーダー、ケアリーダー、栄養士、書記で構成されている。委員会の委員長がリスクマネジメントに関する対応を行うようになっており、組織として周知や対応する構造は確立している。 		

38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・⑩・c
----	--	-------

<コメント>

- ・感染症の予防と対策に関して感染症及び食中毒対応マニュアルを作成している。衛生管理者として栄養士を配置している。

- ・栄養士等や保健担当と協力して衛生管理に気を付けるよう、流行する様々な感染症のポイント等各ユニットに指導している。ここ最近のポイントとして児童のマスクの着用について、感染者数が落ち着いている時は着用を義務付けず、増加傾向になってきたら着用を励行するように発信したとのことである。

- ・流行期に入る感染症等については、行政等からの情報や感染対策の研修等を受講した際の内容を朝礼を中心に周知している。最近では県が主催した感染症の対策動画を視聴したとのことであった。

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で園も少なからず陽性者が発生したとのこと、新型コロナウイルスに特化した取組みとしてマニュアルを作成して対応した。園の構造上、普段使用していない部屋があり、このスペースに陽性者を隔離することでまん延防止につながったとのことであった。これらの対応はマニュアルに準じた行動である。

- ・ワクチン接種については流行期前になると、まず保護者に説明と同意を行い実施する手順となっている。

- ・マニュアルは年に1回見直しを行うようにしている。やり方としては職員に変更点はないか振り分けた後、変更点を赤字で変えて最終的にまとめているとのことであった。

39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害毎に組織表や対応マニュアルを作成している。(水難事故防止・不審者侵入時・火災発生時・地震発生時・津波発生時・土砂災害発生時)施設が土砂災害警戒区域にあることを地域のハザードマップで確認している。 ・想定される災害に対応するための訓練を実施するとともに、避難確保計画に安全確保のための連絡網を整備し職員に周知を図っている。訓練は月に1回実施しており児童も参加できる時は一緒に参加している。そのうち1回は消防立会の下、実施している。この際に改善点等の指導を受けるということで、避難に対する意識が高まる取組みと言える。 ・BCP(事業継続計画)の策定については雛形にあてはめて徐々に策定している。 ・「非常食管理マニュアル」・「食材備蓄リスト」を作成して、栄養士が管理者となり備蓄を管理している。 ・園では自家発電設備を運動場の一部に設置中で、万が一電気が通じない状況になっても3日間は自家発電で対応可能とのことであった。 		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

	第三者評価結果	
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園の児童に対する基本的な関わり方の指針として、「児童養護施設明星園運営指針」という文書があり、この指針に沿って養育・支援を実施している。 ・標準的な実施方法とは、いつどこで誰でも同一の児童に対して対応ができるという解釈の下、基本的には自立支援計画に基づいて療育・支援が提供されるが、生活の場面で言うと、アレルギーや服薬の注意事項等を、職員のみが見ることのできる冷蔵庫や詰所内に掲示して注意事項を共有している。 ・人権擁護のチェックリストを年に2回実施して、児童の権利擁護等を意識した取組みができているか定期的に取り組んでいる。 		

41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な実施方法とは児童の状況に応じて見直しがなされるため、ケース会議やユニット会議で情報を共有した後に紙面等に落とし込んで職員皆で留意しながら実施している。 ・自立支援計画の見直しの際には、児童や必要に応じて保護者にも意見を聞きながら総合的に行っている。見直し後の計画書は児童相談所にも提出して情報を共有している。 ・自立支援計画の検証や見直しにあたり、長い期間児童相談所が関わっていない児童には敢えて面接(フォローアップ)をしてもらうように促すこともある。 		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画はユニットリーダーを責任者として、「自立支援計画策定マニュアル」に沿って作成している。園では個票という表現のアセスメントシートで児童の概況を把握することができた。 ・入所時は児童相談所のアセスメントを基に児童や家族の意向を踏まえて作成して、担当ユニット会議等で協議する仕組みとなっている。児童相談所からの情報に加えて園に入所した後に知り得ることも多いとのことで、随時、ユニット会議等で情報を共有している。 ・支援困難なケースは職員会議、ケース会議、学校の先生を含めた話し合いを実施している。 <p>特に問題が複雑なケースは児童相談所にも相談をする頻度を高めながら、児童にとって最善の選択ができるように慎重に話を進めるようにしている。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画の評価や見直しは、概ね10月と3月に実施するようにしている。定期的な評価や見直しについて特に決まった手順等は設けていないが、基本的に担当の職員が実施することとなっていて、ユニット会議での情報収集や心理担当職員から心理療法時の情報を得ながら、最終的に評価や見直しに至っている。 ・自立支援計画を緊急に見直す場合は、敢えて文言を追加することはなく、喫緊の課題解決に向けて情報を密に共有する方策をとっている。 		

Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の身体状況や生活状況については育成記録に記録している。記録方法については事実を記録することを念頭に、園内だけのことではなく学校で起きたことや健康面の内容も記すように統一している。 ・支援等における注意事項等は朝礼で情報共有するようにしている。口頭で伝えた内容は朝礼ノートにも記録を行い、休みの職員も確認できるようにしている。 ・施設で実施されているユニット会議、リーダー会議等も記録を行い、職員間で情報の共有を行うようにしている。 ・園内のネットワークシステムについては、効率性や利便性を考慮して構築している途中であるが、セキュリティ上の課題を解決しつつ進行しているため、年度内には導入予定とのことであった。 ・記録方法に関するマニュアル等は今のところ整備されていないとのことであった。新人社員には口頭で指導するとのことであったため、今回の第三者評価を機に整備を検討されたい。 		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の記録や個人情報に関してはデータ管理責任者を設定および個人情報の取扱いマニュアルを作成している。特に園に入所している児童の情報はセキュリティレベルが高いため、新人職員が入職した際は、特に重要事項として説明を深めている。 ・記録物の保管に関しては園で統一された場所に保存されている。管理状況に関しては職員皆が周知しているところで、改めて記録の管理について職員に研修等は行っていない。 ・個人情報の取扱いについては、入所時に個人情報が流出しないように配慮している点を児童や保護者に説明をしている。 ・児童が SNS 等を使用する際に他の児童の顔が写らないように指導したり、保護者が行事等に参加した際に写真を撮影する際は、他の児童の顔が極力写らないように依頼しているとのことであった。 		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の権利擁護に関する取組みを職員間で周知徹底して、児童養護施設明星園運営指針に基づいた養育・支援を実施している。この指針は新入社員が入職する際に必ず渡して説明を加える重要な書類であると位置づけている。また現任の職員に対して毎年4月に指針に基づく支援を再徹底するよう伝えと同時に、事業計画にも指針に基づく養育・支援内容が盛り込まれているため、同時進行で職員に周知徹底を図っている。 ・ 人権擁護のチェックリストを年に2回実施して、職員が自ら振り返ることができるような仕組みを作っている。チェック内容について気になる職員がいたら個々に対応することもあるとのことであった。また繰り返しチェックすることで職員の人権に対する意識レベルは高水準で保つことができていると分析している。 ・ 園長は児童に対する権利侵害についてゼロにはならない、むしろ侵害に陥りそうな場面は多々ある。だからこそ児童と職員が1対1になる場면을極力なくし、誰かの目がある環境での支援を可能な限り設定していく方針であった。また、児童に対する直接的な養育・支援の場面で職員が感情的になっていたり、不適切と思われるような状況があった場合は、職員に距離をとらせたり交代する等して、一時的な感情で対応する場면을可能な限りなくすようにしている。 ・ 思想や宗教については柔軟に対応していく方針であるが、現在、対象児童がいなかったため実例を伺うことはできなかった。 		

A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が権利に関して学ぶ機会として、園長・心理担当職員・担当ユニット職員と一緒に権利ノートの読み合わせを実施している。この機会に児童の発達段階に応じてプライバシーや境界線についても学べるようにしている。境界線の説明については主に心理担当職員が行っている。 ・園には入所して10年ほど経過している児童もいる。児童の権利について繰り返し伝えることを嫌がる児童も中にはいるが、繰り返し何度も権利を有していることを説明するようになっている。 ・長崎県の担当者を招いて、児童の権利擁護や被措置児童虐待防止のための研修会を毎年1回開催している。県担当職員による研修は社会的養護施設を取り巻く新鮮な情報を得ることができ、内部研修と違った緊張感もあるためウェブ研修も含め、可能な限り開催するようになっている。 ・児童の中には発達障害や精神的に不安定な状況の方もいるが、職員が児童に対して障害や疾患について分かりやすく説明をしたり、配慮が必要なことも年齢や発達段階に合わせて説明したりするようになっている。どうしても児童同士の相性が合わなければユニットを変更することもあるとのことであった。 		

A—1—（3） 生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の出生や生い立ち、家族の状況については、個々の状況に応じて生活状況や年齢等を配慮して内容や伝え方を考慮して、心理担当職員を中心に担当職員間で検討を重ねて、一人ひとりのタイミングで慎重に行うようにしている。児童は思春期に入ると自分のルーツを知りたがったりする傾向にあるため、都度、判断しているとのことであった。 ・ 出生や生い立ちについて説明する具体的な場面の説明を園長から受けたが、いつ、どこで、誰が行うか園内だけで決めるのではなく保護者や児童相談所にも相談しながら最終的に行っているとのことであった。事例として小学生の児童がこの園に入所した際のことを聞きたいと相談があり、前園長が夜におやつを食べながらかしまらない状況で説明したとのことであった。伝えるタイミングとしては卒園してから行うケースもあるとのことであった。 ・ 園ではライフストーリーワークの本やノートを準備して、児童の過去・現在・未来を整理して肯定的に生きていけるよう支援をしている。 ・ 児童に事実を伝えた後は、特に気がけて様子を見守り、フォローできるよう職員間で情報共有をするようにしている。 ・ 入所している児童それぞれに個人アルバムを作成して、本人に所持してもらっている。児童の中には保護者と一緒に写った写真がない方もいて、このような取組みは児童にとって大変貴重であるため、職員は様々な活動の場面の写真を撮影して本人に保管してもらっている。 		

A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・万が一職員が暴力や虐待を行った場合、就業規則に制裁や懲戒規定を定めている。また、サービス規程を定め職員の行動規範として位置づけを行っている。 ・「被措置児童等虐待の届け出・通報マニュアル」があり、マニュアルには被措置児童等虐待に関する対応フローがチャート式に定められており、この手順に沿って迅速に対応するようにしている。 ・児童がいつでも困りごとがあった際に相談できるように、「子ども相談ポスト」や「権利ノート」、「園のパフレット」に困った時の対応方法を明文化している。ただ配布しているだけではなく、年間を通じて繰り返し児童に説明する機会を設けている。 ・現在までのところ、園内において被措置児童等虐待の届け出や通知はない。このようなことは決してあってはならないが、児童の言動や職員からの情報収集は常に行っていて、児童からは職員から感情的に怒られるなど、不適切な関わりを疑うような通報はない。 ・園として職員向けに実施している被措置児童等虐待防止策として、厚生労働省から出されている虐待事例集を職員に配布及び読み合わせを行ったり、ロールプレイを通じて適切な関わり方を習得できるように職員皆で取り組みを持続的に行っている。 		

A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「入所にあたっての受け入れ準備マニュアル」を基にして児童は性別、年齢、人間関係を考慮しながらユニットを決定している。入所当日は特に児童の緊張が高いため、職員が温かく迎えるように努めている。 ・家庭復帰に当たり、ファミリーソーシャルワーカーや担当職員を中心に児童相談所と連携をとりながら家庭訪問等を実施している。また、他施設等への移行措置についても前述と同様に児童相談所と密に連携をとりながら支援をしている。 ・家庭復帰の流れとして、児童及び保護者の課題が解決に向かっていて、且つ双方が家庭復帰を望んでいることが前提である。家庭復帰に向けて月に1回の外泊を2回に増やして様子を見つつ、長期休暇中は1週間から10日ほどに伸ばし、この状況を3ヶ月から6ヶ月続けてみて、最終的に児童相談所が措置解除を行うとのことであった。このフローにおいてはファミリーソーシャルワーカーや担当職員が児童、保護者、児童相談所と緊密に連携しながら丁寧に実施しているということがよく理解できた。 		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退所後の生活に向けて担当職員が児童と対話を重ねてリービングケアを実施している。退所にあたっては、必要に応じて児童の居住する地域にて要保護児童対策連絡協議会を行い、現状の把握や今後の支援の在り方等を協議して連携をとれるようにしている。 ・退所後の対応であるが、基本的に就職や進学は学校が主体として話を進めている。園として対応している点は、就職する児童に対して物件探しを一緒にしたり、進学する児童については奨学金の説明を行ったりしている。ここ最近の傾向として就職した児童が早期に退職しているとのことで、退所後のトラブル等については園長を中心に対処するようにしている。 ・退所者が集う機会として夏祭りがあったが、ここ3年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催できていない。また園では開園60周年の記念式典を実施して、現入所者や退所した児童全てに声をかけ多くの参加者で賑わったとのことであった。 		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模化・ユニット化したことで職員は児童一人ひとりと個別に向き合う時間が増えた。今までよりも受容・傾聴の姿勢で児童と向き合いながら養育・支援を行っている。 ・小規模化のメリットの1つとして、児童が1人になれる空間（個室化）の存在がある。複数人の部屋であればなかなかクールダウンできなかつた場面でも、1人になると落ち着きを取り戻す頻度が高まったとのことである。 ・職員は心理担当職員と共に児童一人ひとりの成育歴を把握した上で、児童が表出する感情や言動の背景にある児童の生立ちや経験してきた過去に対する思いの把握に努めている。 ・児童の気持ちを汲み取る1つの手段として、第三者評価のアンケートを学期ごと、つまり、年に3回行っているとのことであった。言葉だけではなく、紙面でも気持ちを表出する機会を設けている点は有益な取組みの1つと言える。 		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園を小規模化することで、職員は今までよりも児童と個別に関わる時間が増えている。このような機会が増えることで、児童と職員と信頼関係の更なる構築に繋がっている。ユニットに数人の児童が居て、時に児童との関わる時間が偏ると嫉妬ややきもちのような感情を抱くこともあるため、そのバランスが難しい時もあるとのことであった。 ・児童の個々の発達段階に合わせて個別に読み聞かせや、入浴の世話等を行い、関わりを深めるようにしている。関わり方については年齢だけで測れない一面があり、職員は児童の出生や生立ち等過去を鑑みてユニット毎に協議して、可能な限り統一した関わりを持つように努めている。 ・高年齢児は部活等で帰園時間が不規則になるため、個々の生活環境に合わせて食事を提供している。食事の際などに少しでも会話する時間を持ち、児童の現況や心境を把握できるように努めている。 		

<p>・ 幼児が緊急でショートステイすることもあり、幼児が就寝する部屋の隣は宿直室となるように配置して、夜間でも見守り等がしやすい環境を整えている。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に し、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう 支援している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>・ 園ではトークデイを行っている。趣旨としては児童がそれぞれ感じていることを話し合う機会を設けている。このような機会を通じて自分も意見を発信できたり、自分たちでよりよい環境を整えるきっかけ作りとなったりしている。女子ユニットは比較的定期開催できているが、男子ユニットはなかなかうまく開催できないことがあるとのことであった。</p> <p>・ 園に入所している児童は自己肯定感の低い児童が目立ち、失敗やつまずきに対する適応能力が課題であることが多い。失敗した時には、どうやったら次にうまくいくか一緒に考え、経験を次に活かせるよう支援している。</p> <p>・ 児童の年齢や発達段階に応じて部屋の片づけ、食器洗い、選択物干し等、生活を営む上で必要なことが身につくように支援をしている。</p> <p>・ 児童が下校した後は宿題の支援、夕食の準備、入浴の世話等、忙しい時間帯ではあるが、児童にとっては大切な時間帯でもあるので、複数の職員でできるだけ多くかかわるよう努めている。</p>		

A⑩	A—2—(1)—④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・⑩・c
----	-----------------------------------	-------

<コメント>

- ・園では児童らしく遊ぶ時間も大切にしているが、学習とのバランスも大切にしている。様々な環境下で育ってきた児童にとってこのルールを定着させることに時間を要することが多いとのことであった。

- ・学習面では幼児期から基本的に公文を活用して学習支援している。基本的には各ユニットで取組み、年に1～2回公文の先生の指導を受けるとのことであった。

- ・中高生の希望者は塾に通っている。また、希望があればピアノやラグビーを習う児童もいる。中にはフットサルのクラブに通う児童もいるとのこと、可能な限り家庭で受けることのできる環境を整えている。

- ・ユニットでは児童の年齢や発達段階、興味関心に合わせて図書、遊具、玩具を用意している。可能な限り児童のニーズに合わせた品を準備するように努めている。図書については園の本体に図書室を設けており、自由に借りて読むことができるようにしている。図書室は職員の詰め所のそばにあり、図書室に通うことで職員とのコミュニケーションも兼ねて訪問する児童もいるとのことであった。

- ・幼児は状況を見ながら幼稚園に通わせている。

A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は日頃からユニットが明るい雰囲気の中で包まれるように努めており、職員が児童の模範となるように心がけている。例えば園の近くを散歩している途中で近所の方と会ったら率先して挨拶する、人と話すときはきちんと向き合って話す。回覧版と一緒に回した際には、お邪魔します、よろしくお願いします等、何気ない日常会話の中から社会を学んでもらうように努めている。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響でできないこともあるが、職員は児童と共に地域行事に参加するようにしている。コロナ禍前は地域の清掃やお祭りに園全体で取り組んでいたとのことであった。 ・職員は入浴や歯磨き、手洗い等、基本的な生活習慣を通じて児童自ら健康管理ができるように支援をしている。幼児や小学校低学年児は基本的に職員と一緒に入浴を行うなど、生活習慣を習得できるように関わりを多く持っている。 ・園のルールとして基本的に高校生からスマートフォン等を所持することができるため、毎年3月に携帯電話やスマートフォンを所持することを希望する中学3年生を対象として、安全な使用方法を伝えるための講習会を開催している。 		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日の夕食は献立が決まっており、ユニット毎に食材が届き、それぞれ担当職員が調理をしている。食事は児童と職員と一緒に食べるようにしていて、和やかな雰囲気ですんなりの場となっている。 ・楽しい食事の場ではあるが、好き嫌いの多い児童への対応や食の細かい児童、食の嗜好が変わる等、食を通じて変化がないか職員はそれとなく見守っている。 ・部活等で帰園が不規則な高年齢児にも温かいご飯を食べてもらうように配慮している。食事の際などに少しでも会話する時間を持ち、児童の現況や心境を把握できるように努めている。 ・週末は基本的に自由献立としており、職員が食材購入や調理と一緒にやる機会を設けている。おやつ作りに興味のある児童と一緒にやっている。食事やおやつ作りに関しては女子が特に関心を示して一緒に作る機会が多いとのことであった。 		

A—2—（3）衣生活		
A⑬	A—2—（3）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の衣類は基本的に職員が洗濯したり、アイロン掛けをしたり、破れたりほつれたりしていないか特に注意をしている。高年齢児になると自立することも見据えて少しずつ自分でできるようになるよう促している。 ・衣類の購入に関しては児童と職員が一緒にお店に行って好みの洋服を購入する等、予算の範囲で支援を行っている。洋服の好みや個性を尊重している。また、保護者から買ってもらうことのできる児童は外泊や外出の際に購入してもらっている。 ・園の児童の成長と共におさがりの洋服があるそうだが、これを好む児童もいればそうでない児童もいて、それぞれの考えを尊重して対応している。 		
A—2—（4）住生活		
A⑭	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では基本的に中学生以上の年齢に達すると個室にて生活できるようにしている。ベッドや机、身につけるもの、日用品等は個人で所有してもらいプライバシーに配慮している。特に女子は部屋に入られることを嫌がるため注意をしているとのことであった。 ・基本的に個室や共用部分は職員が毎日掃除をするようにしている。職員は児童に対して登校前に自分の部屋をきれいに整理整頓するように促している。なかなかスムーズに片づけができない児童もいるが、地道に声をかけ支援している。 ・それぞれのプライベート空間は自宅同様自由にレイアウトできて、児童の好みの配置で落ち着いた生活できるように配慮している。 		

A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理の一環として学校の健康カードはコピーを保管している。受診を勧められた場合は職員が通院の支援を行っている。 ・園では学校で行うものとは別に、年に1回、嘱託医による健康診断を行っている。発達障害や精神的に不安を抱える児童については、専門医の配置されている医療機関と連携して対応している。 ・内服薬等は職員が一元的に管理をしている。児童が内服したがらないケースもあり、医師に相談しながら対応している。 ・発達障害や精神的な疾患による基本的な知識や対応方法については、園内研修で学習している。特に発達障害を有する児童の割合は高いようで、今後より一層の知識習得が望まれる。 		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では「性的問題行動への対応マニュアル」を整備している。マニュアルの読み合わせに加えて、児童に対して正しい性の知識をどのように伝えるべきか研修を受講している。研修は大学の講師を招いて実施している。相手の立場に立って、相手を傷つけない対応をとることを根底に学びを深めているとのことであった。 ・児童から出てきた性に関する疑問等については年齢に応じて個別に話をするようにしている。児童から自然に発せられた性に関する質問に、いつでも自然に応えられる状況をつくることを理想としている。 ・小学校高学年に達した児童の居室は、男女ユニットを分けて生活するようにしている。 ・性については権利ノートの学習会で境界線のことにも触れて、児童が正しい知識を得ることができるように配慮している。境界線については基本的に心理担当職員が説明を行っている。 		

A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園として「暴力問題への対応マニュアル」や「被措置児童虐待の届け出・通告マニュアル」を整備している。職員は問題発生時、このマニュアルに沿って適切に対応できるようにしている。 ・児童が問題行動を起こした際は落ち着くまで見守ったり、複数の職員で対応したり、場合によっては職員が交代できるように体制を整えたり、夜間に男性職員を多く配置する等状況に合わせて対応している。 ・児童が問題行動を起こした際は職員だけではなく、園長や心理担当職員が関わったり、その後の双方のフォローを行ったりすることもある。 ・クールダウンできない等状況によっては、同じユニットの児童を別のユニットや部屋に避難させて二次被害を回避する措置を講じることもある。 ・問題を抱えた児童については、抱えている生活背景に配慮しながらケース会議で検討を重ねている。同時に児童相談所とも連携して対応を協議するようにしている。 ・傾向として入所して半年～1年経過するくらいに不適切行動が発生しやすいとのこと。色々な原因が考えられるが、園では職員がその児童に安心感を与えることができたからこそ、課題を表出できたと、仮説を立てている。 		

A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園として「暴力問題への対応マニュアル」・「いじめ対応マニュアル」を整備している。また児童の特性に応じてユニット編成や職員配置を検討している。 ・発達障害のある児童に対して、ユニットの他の児童にも理解を促すように配慮している。児童の特性や疾患について理解を得られることばかりではないが、職員は何度もわかりやすい表現で説明を加えることもある。 ・入所したばかりの児童は、2ヶ月ほど様子を見ないと落ち着かないことが多いため、生活の場面は担当職員を中心として観察を深め、児童相談所とも連携を密にしている。また、生活の場面で不適応や不安が強くなった場合も前述同様に、各関係機関と連携を深めて情報の共有を図っている。 ・生い立ちや性格的なものから職員を独占したい傾向にある児童もいる。独占できない苛立ち等からユニットの状態が不安定になることもある。ユニット職員は情報を密にしながら、うまく距離をとっている。また、職員とゆっくり過ごせる時間も作っている。 		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理担当職員は児童の意向を尊重して、児童の同意の下心理支援プログラムに基づいた心理療法を実施している。心理室等で実施した療法の様子は担当ユニットの職員に伝えて、情報の共有や支援や療育の参考にしている。心理支援プログラムは入所時から開始する児童もいれば、入所後しばらくして開始する場合もある。園全体の関わりを基に総合的に決定している。 ・心理担当職員は心理室だけではなく児童のユニットにも出向いて、児童の特性に応じた柔軟な対応を行っている。 ・心理担当職員は児童との心理状況をみながら、ライフストーリーブック等を活用して、これまでの生活を振り返る機会を作る場合もある。 ・保護者への助言や援助について、心理担当職員の児童への療法を通じた報告書等を、担当職員や家庭支援専門相談員が伝えることもあるとのことであった。 		

A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生は基本的に帰園後に職員と共に宿題をして、その後に公文を利用して学びを深めている。公文については児童の発達段階等鑑みて、個々のペースに合わせて取り組んでいる。 ・中学生以上は21時以降も自主的に、自学している子もいる。希望する児童は塾に通う場合もある。 ・忘れ物や学校への未提出がないように、基本的に就寝前に翌日の学校の準備をするようにしている。小学生は職員と一緒に確認をするようにしている。 ・児童の発達段階や特性に合わせて、通級指導も利用することがある。どうしても学校での学習に適應できていない場合は、宿題の枚数を減らしてもらうなど、できることを1つでも増やして成功体験を重ねられるようにしている。 		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の卒業後に進路については、児童が自己決定できるようにオープンスクールや大学や専門学校の見学を希望に応じて行うようにしている。人生の節目の1つでもあるため、保護者や学校の意見を十分に聞きながら慎重に総合的に決定するようにしている。 ・児童の能力と進路にミスマッチが生じることもあり、この点について保護者から意見が出る場合もある。あまりに能力とかけ離れた希望がある場合は理想と現実を繰り返しわかりやすく説明して理解を求めている。 ・園の進学後の経済的支援として、奨学金の説明や申請の仕方等情報提供を行っている。 ・高校に進学したものの不登校等になった場合は、通信制の学校があることも説明して学習の場を継続することを園として推奨している。 ・退所が近くなると児童に「巣立ちのための60のヒント」というブックを与えて、社会に出てから想定される困りごと等に対する対応方法を職員と一緒に確認している。 		

A②②	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・⑩・c
-----	--	-------

<コメント>

- ・職場体験は基本的に学校で行われるため、園独自で実施していない。また就職先は児童の希望や能力を総合的に勘案し、学校と連携しながら、自己決定できるように支援している。
- ・アルバイトは児童にとって社会を体験できる貴重な機会と園では捉えており、学校の許可が得られるのであれば積極的に推奨している。
- ・資格取得についてはとても幅が広いので、学校で取り組んでいるものを推奨している。

A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり

A②③	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・⑩・c
-----	--	-------

<コメント>

- ・園と保護者との接点は児童の担当職員やファミリーソーシャルワーカーが担っており、学校行事等の情報は主に担当職員が保護者に都度伝えている。
- ・園としては毎月のファミリーデー(基本的に第3週目の金曜日～日曜日)で児童と保護者が交流できるように支援している。
- ・家族との相談窓口は児童の担当職員とファミリーソーシャルワーカーが連携しながら行っており、家庭での生活状況の把握に努めている。一番重要視しているのは児童が安心してきているかどうかとのことであった。
- ・児童と保護者間の交流について、課題を抱えるケースについては必要に応じて児童相談所とも連携しながら支援を継続している。課題としては外泊を望む保護者とそれを望まない児童との溝を一例として聞くことができた。

A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A⑭	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園として「家庭支援専門相談員の役割というマニュアルに基づいて支援を行っている。家庭復帰に関して、基本的に親子関係の再構築に向けた課題が改善されて、親子の希望がマッチングして再構築支援が本格的に始動するとのことであった。 ・家庭復帰については個々のケースによって状況が異なるため、園内関係職員及び児童相談所と連携しながら検討を重ねている。園内管理者とは園長、副園長(ファミリーソーシャルワーカー)、心理担当職員、ユニット担当職員が主に挙げられる。 ・家庭復帰に向けて取組む場合は児童相談所と連携しながら家庭訪問等行い、親子関係の再構築に向けてじっくりと時間をかけながら支援を続けている。児童も保護者も一緒に生活を送ることのできる喜びの反面、同じくらい不安感も抱くため、慎重に時間を要して進行していく必要性を感じた。 		